



平成 29 年 2 月 6 日

一般社団法人大宮地区労働基準協会長 様

埼玉労働局長



第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向けた第三次産業における
労働災害防止対策の推進について(協力要請)

—「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の実施—

日頃、労働基準行政の推進につきましては、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉労働局では、第三次産業における労働災害の占める割合が年々増加する中、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする埼玉第 12 次労働災害防止計画において、第三次産業の中で労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を重点業種として、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害件数を平成 24 年に比してそれぞれ、20%、10%、20%以上減少させることを目標としているところですが、平成 28 年 12 月末速報値を見ますと、それぞれ 5.1%、5.1%、15.2%の増加となっており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

これらの業種の労働災害発生状況を見ると、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場での災害も多く見られており、また、店舗や施設の安全衛生の取組を見ると安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから、本社・本部主導による企業・法人全体の効果的な取組として水平展開することが有効です。

このため、厚生労働省では、中央労働災害防止協会とともに、第 12 次労働災害防止計画の最終年度に向け、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を主唱し、経営トップの参画の下、本社・本部主導による自主的安全衛生活動の推進を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれても、安心して働ける安全な職場環境の実現に向けて、傘下の会員に対し、上記推進運動を周知していただくとともに趣旨を御理解の上、取組いただきますよう、特段のご配慮をお願いします。

なお、厚生労働省ホームページに「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>)を開設し、労働災害統計、取組事例、各種セミナー等の情報を掲載していますので、ご活用ください。

埼玉労働局健康安全課

担当：堀川

電話 048-600-6206